第 28 回機器･配管系検討会　議事録

1.　日時　平成 19 年 12 月 18 日（火）9:30～11:35

2.　場所　日本電気協会　4 階 D 会議室

3.　出席者（順不同，敬称略）

出席委員　：原主査（東京理科大学），植田幹事（日本原子力発電），吉井（北海道電力），飯田（東北電力），波木井（東京電力），堤(中部電力)，小江（関西電力），田村（中国電力），梅本（四国電力），江藤（九州電力），岩田（電源開発），堀内（原子燃料工業），中島（東芝），尾崎（富士電機ｼｽﾃﾑｽﾞ），吉賀（三菱重工業）　（計 15 名）

代理出席　：松田（北陸電力・上野代理），行徳(日立 GE ﾆｭｰｸﾘｱ･ｴﾅｼﾞｰ・鈴木代理)　（計 2 名）

欠席委員　：藤田副主査（東京電機大学），遠藤（日本原子力発電）　（計 2 名）

オブザーバ：花田（日本原子力技術協会)

事務局　　：糸田川，荒木，井上（日本電気協会）

4.　配布資料

資料 No.28-1　第 27 回 機器・配管系検討会 議事録（案）

資料 No.28-2　原子力規格委員会(12/5)におけるコメントへの回答(案)

資料 No.28-3　第 1 章 基本事項－コメント対応版(案)

資料 No.28-4　4.1 基本事項－コメント対応版(案)

資料 No.28-5　第 4 章に関係する参考資料の概要

参考資料　JEAG4601 改定案に対するコメント及び回答(案)－12/5 原子力規格委員会提出

5.　議事

(1)　会議定足数の確認

事務局より，代理出席者 2 名が紹介され，規約に基づき原主査の承認が得られた。また，代理出席を含む出席委員は 17 名で，委員総数の 3 分の 2 以上であり,議案決議の定足数を満たしていることが報告された。

(2)　前回議事録（案）の承認

資料 No.28 -1 に基づき，事務局より前回議事録（案）が読み上げられ，一部修正の上，全員の挙手により正式議事録として決定された。

(3)　JEAC4601(案)への原子力規格委員会（12 月 5 日）委員コメントに対する回答(案)の審議

資料 No.28-2～4 に基づき，コメントに対する回答(案)の説明が行われ審議した。出された意見を元に資料の修正を行い，次回耐震設計分科会に諮ることが全員の挙手により，決定された。

（主な意見）

a. 第 1 章 基本事項(資料 No.28-2,28-3)

①　例外規定に関し,「1.1.1 適用範囲」の解説を以下のように修正し,コメント回答文も整合させて見直す。

・解説の 15 行目：「技術･知見に基づいて<u>なされた耐震設計が本規程に適合しない</u>場合であっても」

→「技術･知見に基づいて本規程と異なる耐震設計を行った場合であっても」

・解説の 18 行目：「原子力発電所」→「原子炉施設」,　「耐震バックチェック等」→削除

・解説の 19 行目：「設計段階で不確かだったもののうち，その後」→削除

・解説の 20 行目：「・・計測データ等により確定した事項」

→「・・計測データ，実証試験結果等により得られた知見」

・解説の 22，23 行目：「見直し」→ 「使用」

・解説の 24 行目：「・・部材の無視といった安全側の配慮事項の見直し等が・・」

→「・・部材の考慮等が・・」

・解説の 24～25 行目：「なお，・・・可能である。」→削除

② 「1.1.3 適用する年版」の解説の 1～3 行は,電気協会の規定見直しにより,該当部がないため削除する。

b. 第 2 章 耐震重要度分類 (資料 No.28-2,28-3)

① 基礎地盤に関するコメント 2-1 については,変圧器の火災などは原子力の耐震の枠外の話であることが明確に伝わるよう見直す。

② 「1.2.2 基本的考え方」へ追記等は以下のように修正する。

・(2)の 1 行目：「・・観点からなされる耐震設計・・」 →「・・観点から第 2 章に規定する耐震設計・・」

・(3)の 1 行目：「原子炉施設は，第 2 章に規定する耐震重要度分類に応じた・・」

→ 「原子炉施設は，(2)の耐震設計上の区分に応じた・・」

・(3)の 2～３行目の「また，・・・検討を行う。」は，記載するのであれば，解説へ移す。その場合，検討の方法を例示をつけて示す。

③ クレーンに関するコメント 2-2 の回答文案の、１～5 行および 8～10 行目は削除する。また,6 行目の冒頭に、「燃料集合体落下の要因は地震に限らないが，」を付け加えるとともに，7 行目の「・・の中で」は,「・・にしたがって」とする。

c. 4.1 基本事項 (資料 No.28-2、No.28-4)

コメント対応(案)に対し、コメントはなかった。

(4) 第 4 章の参考資料 (資料 No.28-5)

第 4 章に関係する参考資料の概要について資料に基づき説明が行われ，具体的な内容については，次回検討会で配布・審議することが確認された。

(5) 鋼板コンクリート構造耐震設計技術規程(案)に対する検討会委員コメントについて

コメントが 12 月 14 日までには寄せられておらず,1 ヶ月間延長し，平成 20 年 1 月 15 日（火）までに事務局へ再集約することとなった。

(6) その他

次回（第 29 回）の検討会は，平成 20 年 1 月 9 日(水)または 8 日（火）の午前中に開催することとし，会議室が決まり次第，事務局から各委員に速やかに連絡することとなった。

以　上